

藤沢市浄化槽設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、浄化槽を設置する者に対して補助金を予算の範囲内で交付することについて、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、浄化槽とは浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽で、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 浄化槽法第4条第2項に規定する浄化槽の構造基準に適合していること。
- (2) 生物化学的酸素要求量の除去率が90パーセント以上であり、かつ、放流水の生物化学的酸素要求量が1リットルにつき20ミリグラム以下（日間平均値）である機能を有すること。
- (3) 浄化槽法第13条に基づく型式の認定を受けたものであること。

(補助対象地域)

第3条 補助対象地域は、次に掲げる区域とする。

- (1) 藤沢市の区域のうち下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域以外の区域
- (2) 前号の予定処理区域のうち市長が必要があると認める区域

(補助対象者)

第4条 この要綱の規定による補助金の交付は、住宅（建物の一部を住宅以外の建築用途に使用する建物を除く。）に、既存のし尿のみを処理する浄化槽又はくみ取り槽から転換して処理対象人員が10人以下の浄化槽を設置する者で、次の各号のいずれにも該当するものに対して行うものとする。

- (1) 浄化槽法第5条第1項の規定による浄化槽の設置の届出をしていること。
- (2) 浄化槽を適正に維持管理することができること。
- (3) 住宅の新築又は増築に伴って浄化槽を設置する者でないこと。
- (4) 販売の目的で建物を所有する者でないこと。
- (5) 地方税法（昭和25年法律第226号）第3章に規定する市町村の普通税を

滞納していないこと。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次に掲げる額（国又は神奈川県から藤沢市への交付金又は補助金に不足等が生じた場合は、これらの額から当該不足額を差し引いた額）の合計額とする。

（1）浄化槽本体費用及び本体の設置に必要な工事費（流入、放流に係る管きよ及びますに係る費用を除く。）に相当する額（次のアからウまでに掲げる浄化槽の処理対象人員の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額を限度とする。）

ア 1人から5人まで 332,000円

イ 6人又は7人 414,000円

ウ 8人から10人まで 548,000円

（2）既設のみなし浄化槽又は既設のくみ取り槽の撤去に必要な工事費（浄化槽設置にあたり撤去が必要な場合であって、同一敷地内に浄化槽が設置される場合に限る。）に相当する額（みなし浄化槽からの転換については120,000円を限度とし、くみ取り槽からの転換については、90,000円を限度とする。）

（3）第1号の工事に付帯して行う宅内配管工事費（浄化槽への流入管（便所、台所、洗面所、風呂等からの排水）、ます及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事費）に相当する額（300,000円を限度とする。）

（補助金の交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、浄化槽の設置工事に着手する前に、浄化槽設置補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）浄化槽設置事業計画書（第2号様式）

（2）収支予算書（第3号様式）

（3）浄化槽法第5条第1項の規定による浄化槽設置届出書の写し

（4）浄化槽法第13条第1項又は同法第16条に規定する認定書（以下「型式認定書」という。）の写し

- (5) 当該浄化槽に係る建築基準法第68条の10第1項に規定する型式適合認定書並びに型式適合認定書別添仕様書及び図面（以下「型式適合認定書等」という。）の写し
- (6) 登録浄化槽管理票（C票）（全国浄化槽推進市町村協議会が定める浄化槽登録要領施行細則第6条第1項に規定する登録浄化槽管理票（C票）をいう。）。ただし、登録されているものに限る。
- (7) 付近見取図
- (8) 配置図
- (9) 各階平面図
- (10) 配管図
- (11) 工事施工者の営業所に置かれる浄化槽設備士に係る浄化槽設備士免状の写し
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金の交付の決定）

第7条 市長は、前条第1項の申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を浄化槽設置補助金交付等決定通知書（第4号様式）により当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。
（計画変更の承認）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者が当該決定を受けた浄化槽の設置工事の計画を変更しようとするときは、当該変更工事の着手前に、浄化槽設置計画変更承認申請書（第5号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を浄化槽設置計画変更承認等通知書（第6号様式）により当該申請者に通知するものとする。
（設置工事の停止又は中止）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、浄化槽の設置工事を停止し、又は中止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 浄化槽の設置場所
- (3) 設置工事の停止又は中止の理由
(実績報告)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、浄化槽の設置工事が完了したときは、浄化槽設置工事完了届（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 収支決算書（第8号様式）
- (2) チェックリスト（第9号様式）
- (3) 工事費に係る請求書又は領収書の写し
- (4) 現場写真（浄化槽設備士の監督の状況並びに基礎工事、据付工事及び嵩上げ^{かさ}の状況を記録したもの）
- (5) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との委託契約書（以下「浄化槽の保守点検等に関する委託契約書」という。）の写し又は浄化槽を適正に維持管理することを誓約する書類
- (6) 浄化槽法第7条及び第11条に規定する検査に係る検査手数料払込金受領証の写し
- (7) 補助金の交付の申請をした後、住所を変更した場合においては、住民票の写し
- (8) 案内図
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定等)

第11条 市長は、前条の規定による届出があったときは、届出書等の書類の審査、現地調査等により、当該届出に係る浄化槽の設置が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助金の交付の決定を受けた者に浄化槽設置補助金額確定通知書（第10号様式）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた者は、補助金の支払を受けようとする

きは、藤沢市財務規則（昭和３９年藤沢市規則第７号）に定める請求書を市長に提出しなければならない。

（維持管理）

第１３条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けて設置した浄化槽が正常に稼働するように適正に維持管理しなければならない。

（決定の取消し）

第１４条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該補助金の交付の決定を取り消すことができる。

（１）偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

（２）交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（３）第４条第４号に掲げる税を滞納したとき。

（補助金の返還）

第１５条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

（雑則）

第１６条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則（平成１３年告示第３５１号）

この要綱は、平成１３年４月１日から施行する。

附 則（平成１７年告示第３８２号）

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附 則（平成１８年告示第１３５号）

１ この要綱は、平成１８年１０月１日から施行する。

２ 改正後の第５条第１項の規定は、平成１８年１０月１日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成１９年告示第３９号）

１ この要綱は、平成１９年６月１日から施行する。

２ 改正後の第５条第１項の規定は、平成１９年６月１日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成２１年告示第４１４号）

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 5 条第 1 項の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。